

調布市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）について

1 改正の理由

墓地，納骨堂又は火葬場（以下，「墓地等」という。）の構造設備及び管理の基準並びに事前手続き等について，より一層周辺環境との調和を図る観点等から次のとおり改正する。

2 改正内容

(1) 納骨堂の設置場所（第10条関係）

納骨堂の設置場所について，寺院，教会等の礼拝の施設は，礼拝の施設として5年以上の経営実績のある施設に限ることを適合基準に加える。

(2) 納骨堂の構造設備基準（第11条関係）

ごみ集積設備，給水設備，便所，管理事務所及び規則で定める基準に適合する駐車場を附置することを新たに構造設置基準に加える。ただし，これらの施設の全部又は一部について，当該納骨堂を経営しようとする者が，当該納骨堂の近隣の場所に納骨堂の利用者が使用できる施設を所有する場合において，市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときを除く。

(3) 経営者の講ずべき措置（第21条の2関係）

墓地等の経営者の講ずべき措置として，次に定める措置を新たに定める。（市長が支障ないと認める場合を除く。）

ア 規則で定める事項を記載した管理運営計画及び維持管理規則を作成すること。

イ 管理運営計画及び維持管理規則を記載した文書は，請求があったときは，これに応じて開示し，使用者に対しては使用に先立ち当該文書について十分説明を行うこと。

ウ 礼拝をすることができる時間内において，常時管理する者を配置すること。

エ その他規則で定める措置

(4) 管理者の講ずべき措置（第22条関係）

墓地等を管理者の講ずべき措置として，規則で定める措置を新たに加える。

(5) 文中に規定する「墓地等を管理する者」を「墓地等の管理者」に改める（第22条，第23条，第24条関係）

(6) その他（条例附則）

ア 改正後の条例に規定する納骨堂の設置場所，構造設備等基準は，改

正前に墓地等の計画に係る協議等があった納骨堂については、従前の例によるものとする。

イ 経営者の講ずべき措置は、改正前の条例第3条又は第4条の規定に基づき申請のあった墓地等については、市長が定める日までの間、改正後の規定を適用しないものとする。

3 施行期日

公布の日